

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

【令和 6 年 10 月】

【問 2 4】 労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

ただし、労働者の中に、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者、高度プロフェッショナル制度の対象者及び医師はいないものとする。

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。
- (2) 事業者は、面接指導を実施するため、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握し、その記録を作成して 3 年間保存するための必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者から申出があったときは、3 か月以内に、面接指導を行わなければならない。
- (4) 面接指導を行う医師として事業者が指定することのできる医師は、当該事業場の産業医に限られる。
- (5) 事業者は、面接指導の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、原則として、面接指導が行われた日から 3 か月以内に、医師の意見を聴かなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「1 か月当たり 100 時間」⇒「1 か月当たり 80 時間」。安衛則第 52 条の 2（面接指導の対象となる労働者の要件等）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛法第 66 条の 8 の 3、安衛則第 52 条の 7 の 3（法第 66 条の 8 の 3 の厚生労働省令で定める方法等）第 1 項、第 2 項。
- (3) 誤り：「3 か月以内に」⇒「遅滞なく」。安衛則第 52 条の 3（面接指導の実施方法等）第 3 項。
- (4) 誤り：産業医に限るとの定めはない。安衛法第 66 条の 8（面接指導等）第 1 項、第 2 項。
- (5) 誤り：「3 か月以内に」⇒「遅滞なく」。安衛則第 52 条の 7（面接指導の結果についての医師からの意見聴取）。

＊解答＊ (2)

【令和 5 年 4 月】

【問 2 5】 労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

ただし、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者及び高度プロフェッショナル制度の対象者はいないものとする。

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。
- (2) 事業者は、面接指導を実施するため、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、監督又は管理の地位にある者を除き、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。
- (3) 面接指導を行う医師として事業者が指定することのできる医師は、当該事業場の産業医に限られる。
- (4) 事業者は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者から面接指導を受ける旨の申出があったときは、申出の日から 3 か月以内に、面接指導を行わなければならない。
- (5) 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。

▶解説◀

- (1) 正しい：安衛則第 52 条の 2（面接指導の対象となる労働者の要件）。
- (2) 誤り：面接指導の対象労働者について、監督又は管理の地位にある者を除くとは定められていない。安衛法第 66 条の 8 の 3（面接指導等）、労基法第 41 条の 2（労働時間等に関する規定の適用除外）第 1 項。
- (3) 誤り：面接指導を行う医師は産業医に限られるとは定められていない。安衛法第 66 条の 8（面接指導等）。
- (4) 誤り：「申し出の日から 3 か月以内」⇒「申し出があったときは、遅滞なく」。安衛則第 52 条の 3 ③（面接指導の実施方法等）。
- (5) 誤り：「3 年間保存」⇒「5 年間保存」。安衛則第 52 条の 6（面接指導結果の記録の作成）

* 解答 * (1)

【令和 4 年 10 月】

【問 2 5】 労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。ただし、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者及び高度プロフェッショナル制度の対象者はいないものとする。

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。
- (2) 事業者は、面接指導を実施するため、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。
- (3) 面接指導の結果は、健康診断個人票に記載しなければならない。
- (4) 事業者は、面接指導の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、原則として、面接指導が行われた日から 3 か月以内に、医師の意見を聴かなければならない。
- (5) 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「1 か月当たり 100 時間」⇒「1 か月当たり 80 時間」。安衛則第 52 条の 2（面接指導の対象となる労働者の要件）。
- (2) 正しい：安衛則第 52 条の 7 の 3（法第 66 条の 8 の 3 の厚生労働省令で定める方法等）。
- (3) 誤り：面接指導の結果の記録は作成しなければならないが、「健康診断個人票に記載しなければならない」という定めはない。安衛則第 52 条の 6。
- (4) 誤り：「3 か月以内」⇒「遅滞なく」。安衛則第 52 条の 7（面接指導の結果についての医師からの意見聴取）。
- (5) 誤り：「3 年間保存」⇒「5 年間保存」。安衛則第 52 条の 6（面接指導結果の記録の作成）。

* 解答 * (2)

【平成 30 年 10 月】

【問 25】 労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。
- (2) 面接指導は、労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。
- (3) 医師は、対象となる労働者の面接指導を行うに当たり、勤務の状況、疲労の蓄積の状況の他、心身の状況について確認を行う。
- (4) 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するため必要な措置について、面接指導が行われた後、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。
- (5) 事業者は、面接指導の結果に基づき、その記録を作成し、3 年間保存しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 52 条の 2（面接指導の対象となる労働者の要件等）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛則第 52 条の 3（面接指導の実施方法等）第 1 項。
- (3) 正しい：安衛則第 52 条の 4（面接指導における確認事項）第 1 項①②③。
- (4) 正しい：安衛則第 52 条の 7（面接指導の結果についての医師からの意見聴取）。
- (5) **誤り**：「3 年間」⇒「5 年間」、安衛則第 52 条の 6（面接指導結果の記録の作成）第 1 項。

解答 (5)